



# 令和6年度採用 障害のある方を対象とした 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

## ● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内<sup>(※1)</sup>と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定<sup>(※2)</sup>が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

## ● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

### 尼崎市会計年度任用職員（非常勤事務補助員）の募集

～各部署の事務補助業務に従事する職員～

#### 1 募集概要

障害のある方限定のお仕事のご案内です。部署によって応募書類や職務内容等が異なるため、別添の一覧表「令和6年度 障害のある方を対象とした会計年度任用職員募集一覧」を必ずご確認くださいのうえ、お間違えのないようご希望の部署へお申込みください。

#### 2 応募受付期間・時間

- (1) 期 間 令和6年2月13日（火）～令和6年2月22日（木）
- (2) 時 間 午前8時45分～正午及び午後1時～午後5時30分
- (3) 備 考 土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

#### 3 職務内容

事務補助業務

「令和6年度 障害のある方を対象とした会計年度任用職員募集一覧」参照

#### 4 応募条件

次の（1）から（4）の条件の全てを満たす方

- (1) 次のいずれかの手帳の交付を受けている方（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳）
- (2) 勤務条件を遵守し、任期中、安定して勤務することができ、自身の障害特性につ

いて伝えることができる方

(3) 主治医から一般就労許可がある方

(4) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 応募方法

応募受付期間（時間）内に、希望する部署へ応募書類を直接持参又は郵送でご提出ください。勤務条件、応募書類は部署によって異なるため、別添「令和6年度 障害のある方を対象とした会計年度任用職員募集一覧」を必ずご確認のうえ、お間違えのないよう希望の部署へお申込みください。申込み後の選考に関する連絡は、各申込み先の部署より差し上げます。

なお、応募受付期間（時間）を過ぎた場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けることができませんので、ご注意ください。

## 6 採用予定日

令和6年4月1日

## 7 採用予定人数

各部署1～2名

## 8 勤務条件

### (1) 任期

令和6年4月1日～令和7年3月31日

### (2) 条件付採用期間

採用日から1か月間（勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり）

### (3) 勤務場所

「令和6年度 障害のある方を対象とした会計年度任用職員募集一覧」参照

### (4) 勤務時間

「令和6年度 障害のある方を対象とした会計年度任用職員募集一覧」参照

ア 勤務を要しない日等

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 月曜日から金曜日までのうち1日（週4日勤務者のみ）

(ウ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(エ) 年末年始（12月29日～翌1月3日）

イ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

## (5) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

## (6) 給与等

ア 報酬月額 「令和6年度 障害のある方を対象とした会計年度任用職員募集一覧」参照

※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

ウ 賞与 期末手当及び勤勉手当を6月及び12月に支給（予定）

※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動や、支給要件に該当しない場合があります。

## (7) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

## (8) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

## (9) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

## (10) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱その他の定めを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

## **9 採用試験**

### (1) 試験日

試験日等の選考日程は各申込先の部署より個別にご連絡申し上げます。

### (2) 選考方法および応募書類

「令和6年度 障害のある方を対象とした会計年度任用職員募集一覧」参照

### (3) 選考時の合理的配慮等について

個別面接に支援者等が同席することも可能です。面接時に配慮を希望される場合は申込書にその旨をご記載ください。（必要に応じて事前にご連絡させていただく場合があります。）

## **10 留意事項**

(1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。

(2) 応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。

(3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが

判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

#### **1 1 問い合わせ先（応募受付先）**

##### **(1) 各部署の募集、選考等に関すること**

「令和6年度 障害のある方を対象とした会計年度任用職員募集一覧」参照

##### **(2) 募集全体に関すること**

尼崎市 総務局 人事管理部 能力開発支援担当

〒660-0051 尼崎市東七松町1丁目5番20号

電話：06-6415-6533 FAX：06-6415-8433

メール：ama-noukai@city.amagasaki.hyogo.jp

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。

【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】

（トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員募集）